# 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（残土条例）の一部改正について

## Ⅰ　改正の理由・背景

これまで、土砂による土地の埋立て等に関しては、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（残土条例）において規制してきました。

令和３年７月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が令和５年５月に施行されたことから、規制内容の一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土等の発生を防止する新たな制度（登録ストックヤード）創設等を踏まえ、次のとおり残土条例の改正案を提案することとしました。

## Ⅱ　改正骨子案

### １　盛土規制法と重複する規制等の整理【一部改正】

残土条例と盛土規制法とで重複する災害の防止に関する規制は、より罰則の強い盛土規制法へ移行するため、法目的である災害の防止の削除及びこれに伴う関連条項等を削除することとします。

| | | 県残土条例（現行） | 盛土規制法 | 県残土条例（改正後） |
|---|---|---|---|---|
| 法目的 | | ・災害の防止<br>・生活環境の保全 | ・災害の防止 | ・生活環境の保全 |
| 主な規制内容 | 災害の防止 | ・盛土や堆積の高さ<br>・法面の勾配 | ・盛土や堆積の高さ<br>・法面の勾配<br>・盛土の安定計算の実施<br>・擁壁や崖面崩落防止施設の設置 | － |
| | 生活環境の保全 | 土砂の性質等<br>（pH や土壌環境基準等） | － | 土砂の性質等<br>（pH や土壌環境基準等） |
| 罰　則（最大） | | ・懲役２年以下<br>・罰金 100 万円以下 | ・懲役３年以下<br>・罰金 1,000 万円以下（法人重科 3 億円以下） | ・懲役２年以下<br>・罰金 100 万円以下 |

### ２　県の許可対象面積の引下げ（5,000 ㎡以上→3,000 ㎡超）【一部改正】

盛土規制法の特定盛土等規制区域については、許可対象面積が、原則 3,000 ㎡超とされていることから、この盛土規制法の許可対象面積に合わせて、県残土条例の許可対象面積を 5,000 ㎡から 3,000 ㎡超に引き下げることとします。

| 県残土条例 | 改正後 | 許可（市町村条例） | ← | 許可（県条例） |
|---|---|---|---|---|
| | 現行 | 許可（市町村条例） | | 許可（県条例） |

3,000 ㎡　5,000 ㎡

（参考）

| 盛土規制法 | 宅地造成等工事規制区域 | 不要 | 許可 | |
|---|---|---|---|---|
| | 特定盛土等規制区域 | 不要 | 届出 | 許可 |

500 ㎡　3,000 ㎡

### ３　登録ストックヤード制度創設を踏まえた改正【一部改正】

これまでの法令では、土砂の発生から最終搬出先までを管理する制度がなかったため、残土条例においてストックヤードに堆積された土砂等を規制（搬入業者毎の区分管理等）してきたが、資源有効利用促進法の省令改正に伴い、ストックヤード運営事業者登録制度（登録ストックヤード制度）が創設され、土砂の発生から最終搬出先までの履歴が把握可能となることから、ストックヤード業者の登録ストックヤードに堆積された土砂等には、残土条例における、搬入事業者毎の区分管理等の規制は適用しないこととします。

### ４　市町村の独自規制を可能とする規定の追加【新設】

県残土条例の許可対象について、市町村が地域の実情に応じた独自の規制を課すことができるよう、市町村から県に申出があり、かつ、県残土条例と同等以上の効果が期待できると認められる場合には、当該市町村の区域について、県残土条例を適用しないこととします。